犬山市農産物等ブランディング推進補助金のご案内

市内農林水産物の加工品の開発や新たな販売方法の導入、特産農産物の生産拡大や生産技術向上に取り組む生産者の支援を行います。

1　制度の概要

（1）対象者は農林水産物やその加工品等を販売・ブランディングする計画があり、以下①～③のいずれかに該当する個人または団体

①　市内で農産物を生産、販売している

②　市内で林産物を生産、採取により販売している

③　市内在住で愛北漁業協同組合に所属し、漁協管理区域（犬山市、扶桑町、江南市）で水産物を採取している

（2）支援の内容

①ハード事業

・一次加工や商品製造に直接資する機械・設備の導入に要する経費

・特産農産物の生産拡大などに必要な機械・設備の導入に要する経費

②ソフト事業

・特産農産物の生産技術向上のために必要な研修にかかる経費

・商品開発にかかる原材料費、試作費用

・農林水産物に PR 等に要する経費

（3）補助額

①ハード事業は上限30万円まで

②ソフト事業は上限10万円まで

③①と②を同時に申請する場合は、それぞれの上限額の合計（40万円）

2　必要書類

①申請書（ 市 HP からダウンロード可能です ）

②計画書（ 市 HP からダウンロード可能です ）

③見積書の写し

④仕様がわかるもの（ 1の（2）の①の場合のみ ）

3　事業のスケジュール

（1）申請期間　　令和8年5月8日（金）～同年6月8日（月）まで

※申請内容を審査したうえで交付の可否を決定します。

（2）補助金支払いまでの流れ

令和8年7月	・交付決定
令和8年8月～令和9年3月上旬	・申請者からの実績報告。補助金請求
	・市から補助金の支払い

支援の対象となる経費の例

①ハード事業
・特産農産物の生産拡大に必要な費用（ほ場改良、苗代、機械設備等）
・加工品の商品製造に必要な機械設備導入費用

②ソフト事業
・加工品の試作に必要な原材料費
・加工品の開発及びパッケージのデザイン制作に係る委託費
・農産物等又は加工品の含有成分の調査分析に要する経費
・特産農産物の品質、生産技術向上に必要な費用（研修費用等）

※その他の経費が支援の対象になるかの確認は、下記までご相談ください。

Q & A

（質問）特産農産物とはなんですか。
（答え）犬山の桃、二の宮みかん、自然薯など市内で3人以上の農業者が集まって生産されており、市によって認知された独自ブランドで販売される農産物をいいます。

（質問）すでに販売している加工品に必要な機械設備費も申請できますか。
（答え）この制度は、新たな加工品の開発や新商品パッケージなど新たな取組みを対象としているため、すでに販売している商品等は含まれません。

（質問）開発した加工品は、申請した年度内に販売しなければならないですか。
（答え）販売時期が申請年度以降になる場合も補助金の対象になります。ただし、当初の事業計画書で予定していた販売時期から遅れる場合、事業計画内容の変更手続きが必要になることがあります。

（質問）申請は何度もできますか。
（答え）申請期間内で一度のみの申請です。

問い合わせ先　犬山市役所経済環境部産業課
電話　0568－44－0341　　ファクス　0568－44－0367
Email　040900@city.inuyama.lg.jp